

## 議第35号

三島市民生涯学習センター等駐車場条例の一部を改正する条例案

三島市民生涯学習センター等駐車場条例（平成8年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1.55メートル」を「2.1メートル」に、「1.7トン」を「2.5トン」に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士